



ゲーム課金で高額請求!? ..... 4

インターネットで加害者に!? ..... 6

自転車事故で多額の賠償金! ..... 8

脱毛サロンが解約できない!? ..... 10

もうけ話にご注意① 投資トラブル ..... 12

もうけ話にご注意② マルチ商法 ..... 14

知らないうちに「定期購入」!? ..... 16

言葉たくみに商品を買わされた! ..... 18

友だちにたのまれて契約? ..... 20

「モデルにならない?」にご注意! ..... 22

「原状回復費」って何? ..... 24

訪問販売にご注意! ..... 26

クレジットカードのご利用は計画的に ..... 28

未成年が選挙運動をしてはいけない!? ..... 30

※本書に掲載されている各種データ・法令は、原稿執筆時に入手した資料にもとづいたもので、現状と一致しない場合があります。

登場人物紹介

ハルト  
(18歳・  
高校3年生)



ヒマリ  
(17歳・  
高校3年生)



ハルト・ヒマリの友人たち



ハルトの姉  
(20歳・会社員)



ヒマリの兄  
(19歳・大学生)



ハルトの両親  
(40代)

# ゲーム課金で

## 高額請求!?



### 未成年者取消権は適用されない! 契約の重みを知ろう

民法には、**未成年者が親権者や未成年後見人\*の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる「未成年者取消権」の規定**があります。未成年者は成年者と比べて取り引きの知識や経験が乏しく、判断能力が十分ではないとして、法律で保護されているのです。

たとえば、未成年者が親のクレジットカードを勝手に使ってオンラインゲーム、いわゆる「ソシャゲ」に高額課金したとします。この場合、法定代理人である親（親権者）の同意のない課金（契約）ですから、一定の条件を満たせば返金してもらうことができます。

しかし、**18歳以上の成年者は、原則と**

**して契約を取り消すことができません。**契約とは、当事者同士の意思表示が合致することで成立し、法的効力をもつ約束のことです。守らないと、相手から損害賠償を請求されたり、契約を解除されたりします。

ソシャゲの多くは年齢区分が設けられ、それによって課金上限が決められています。従来は、未成年だった18~19歳にも上限がありましたが、成年年齢引き下げにより、上限をなくしたゲーム会社もあります。**課金は契約です。支払いに無理のない範囲で楽しみましょう。**

\*未成年後見人：親権者が死亡したときなどに、未成年者の監護や法律行為などを行う法定代理人。



# 自転車事故で

# 多額の賠償金！



## 未成年でも賠償責任を負う!?

民法では、故意または過失により他人の権利や利益を侵害して損害を生じさせた場合、その損害を賠償する責任を負うと定められています。「賠償」とは、他者に与えた損害を償うこと。具体的には、賠償金としてけがの治療費や精神的苦痛に対する慰謝料などを支払うことをいいます。交通事故で加害者になれば、被害者に対して賠償責任を負います。成年はもちろん、未成年でも責任能力があると判断されれば、賠償責任を負うことになります。さらに、場合によっては刑事事件となり、裁判で罪

を問われて刑を受ける可能性があります。車やバイクの場合は保険（自賠責保険）への加入義務がありますが、自転車の場合は加入義務のない自治体もあります。しかし、保険に加入していない場合は、事故を起こしたとき、賠償金を自分で全額支払わなければなりません。

自転車に乗るなら、必ず保険に加入しましょう。自転車保険もありますし、家族が自動車保険などに加入しているなら、「個人賠償責任特約」などを付ければ、家族の自転車事故も補償の対象になります。

### 自転車事故にそなえる保険

| 保険の種類                    | 説明  |
|--------------------------|---|
| 自転車保険                    | ・自転車事故のための保険<br>・相手との話し合い（示談）の代行や、事故車を指定の場所まで運ぶサービスなどがついているものもある                      |
| TSマーク付帯保険                | ・「TSマーク」のシールが貼られた自転車についている保険<br>・自転車安全整備士の整備・点検を受けることで加入できる<br>・年1回、有料の整備・点検を受ける必要がある |
| 傷害保険                     | ・自分がけがを負ったときや死亡したときに使える保険<br>・スポーツ中や旅行中のけがなど、幅広く対応できる<br>・相手の損害を補償するものもある             |
| 個人賠償責任保険                 | ・相手にけがをさせたときや、死亡させたときに使える保険<br>・自転車事故にかぎらず、他人の物をこわした、相手にけがをさせた、お店のものをこわしたなどの場合にも補償される |
| 個人賠償責任の特約など（自動車保険のオプション） | ・自動車保険のオプションとして加入する保険<br>・自転車乗車中の事故に対応する<br>・保険会社や契約内容によって、補償の範囲がことなる                 |
| 個人賠償責任の特約など（火災保険のオプション）  | ・火災保険のオプションとして加入する保険<br>・相手の被害に対してのみ補償される   |

※保険会社によって、補償の内容はことなります。